近江八幡市部活動指導員募集要領

令和7年4月21日

1. 募集人数

50 名程度

※学校事情により変更の可能性あり

2. 業務内容

部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や 生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に 図っていただきます。

3. 職務内容

- · 実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動(大会・練習・試合等)の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営(会計管理等)
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応
- ・その他校長が必要と認める事項 等

4. 応募資格

以下のいずれかに該当する者

- ・ 教育職員免許法に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟競技団体が認定した指導者資格を有 する者
- ・ 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域での活動において指導した経験を有す る者
- ・ 指導員を必要とする部活動の種目において技術指導が可能と認められる 20 歳以上 の者

5. 任用期間

任用の日から翌年の3月31日までの期間の範囲内で教育委員会は定める。 なお、2回を限度に更新(再度の任用)を行うことができます。

6. 勤務条件等

(1) 報酬

時 給:¥1,734~(市の会計年度任用職員として雇用) 交通費:別途件支給(上限あり)

(2) 勤務日・日時

- ・ 勤務限度日数は215日
- ・ 平日は概ね2時間以内、土曜日・日曜日(以下『週休日』という)及び学校の休業日は概ね3時間以内
- ・ 勤務限度時間は年間 500 時間とする
- ・ 朝練は原則行わない。

(3) 休日

週2日(平日1日と週休日1日)以上を休養日とする ※大会の日程の関係で、予定していた休養日に活動をする場合は、その前後2 週間の内に休養日を設定する。

(4) 活動場所

近江八幡市立4中学校いずれかの各部活動場所

(5) 福利厚生

労働者災害補償保険法

(6) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、職務専念義務や信 用失墜行為禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

7. 登録方法

人材バンクに登録していただきます。

二次元コードから必要事項を記入して登録してください。

応募フォーム:https://ttzk.graffer.jp/city-omihachiman/smart-apply/surveys-alias/Gakko0000



8. 登録してからの流れ

- (1)登録後、入力したメールアドレスに登録確認通知が届きます。
- (2)学校側が求める部活動とマッチングができれば電話やメール等で連絡します。その際、面接の日程調整をさせていただきます。
- (3)選考結果については後日文書にて通知します。
- (4)就職意思確認書により就職を確認し、採用か確定します。
- 9. 受付期間 随時受け付けています。
- 10. 問い合わせ先

近江八幡市教育委員会事務局 学校教育課

電話:0748-36-5588